

調剤監査支援システム

仕様書

令和元年 月 日

国立療養所 宮古南静園

調剤物品仕様書

1. 調剤物品名 散薬監査支援システム
2. 設置場所 国立療養所 宮古南静園 薬剤科
3. 構成内容 散薬監査支援システム 一式

4. 散薬監査支援システムについて

4-1. 散薬監査支援システムは、以下の要件を満たすこと。

- 4-1-1. 現在本施設で使用している電子カルテシステムの処方データを、既存処方受信システムと既存処方解析システムを介して直接受信し、処方解析システムと新しく導入予定の散薬監査システムを連動できること。
 - 4-1-2. 散剤及び錠剤粉碎により散薬調剤の指示のある処方データを処方解析システムから受け取り、モニターに表示できること。
 - 4-1-3. 薬剤認識はバーコードを利用して自動でできること。
 - 4-1-4. 監査システムは処方情報との整合性が容易に確認でき、薬剤名及び用法・用量の確認が行え、記録は監査システム内に最低1カ月は保存され必要に応じ出力できること。
 - 4-1-5. 監査記録紙にはバーコードを印字し、そのバーコードを利用して散薬分包機で分包する際に処方データを自動で呼び出せること。
 - 4-1-6. 秤量結果をプリンターで印字し、データは監査記録として保存できること。
 - 4-1-7. 監査システムは音声で薬品名を読み上げできること。
 - 4-1-8. 調剤者が調剤を間違った際に
「薬品名+薬品が違います、再度チェックしてください」
「長期投与日数を超えています」
「常用量範囲外です」
「配合禁忌の薬品があります」
などの注意を音声でお知らせできること。
 - 4-1-9. 手入力による調剤にも対応できること。
 - 4-1-10. 台数は制御用PC 1台、電子天秤 1台、バーコードスキャナー 1台、サーマルプリンタ 1台構成とすること。
 - 4-1-11. 測定範囲は0.001～400gであり、0.1g/0.01g/0.001gで測定レンジを切り替えられること。
 - 4-1-12. バーコードスキャナーは高性能レーザータイプバーコードスキャナーであること。
 - 4-1-13. サーマルプリンタは用紙幅80mm以上で、オートカット機能があること。
 - 4-1-14. 各パーツ部分がユニット化されているのでトラブル時はユニット交換による素早いリカバリーができること。
- ### 4-2. 散薬監査支援システム用パソコンは以下の要件を満たすこと。
- 4-2-1. タッチパネルPCはCPUがAtom E3845 4-Core (1.91GHz)相当以上、主記憶装置の容量は4GB以上であること。
 - 4-2-2. タッチパネルPCは32GB以上の物理容量を持つ磁気ディスク装置を内蔵していること。

- 4-2-3. 10.1インチ以上、解像度1280×768以上の液晶カラーディスプレイ、日本語キー入力付きキーボードが付属していること。
- 4-2-4. オペレーティングシステムに関してはWindows7 Professional Embedded 日本語版 相当以上であること。
- 4-2-5. タッチパネルPCは1000Base-T以上のインターフェースを1個有し、通信プロトコルはTCP/IPであること。
- 4-2-6. バーコードスキャナーは高性能レーザータイプバーコードスキャナーであること。
- 4-2-7. オペレーティングシステムは、日本語対応Windows 7 Professional相当以上の性能機能を有していること。
- 4-2-8. 100Base-T以上のインターフェースを1個有し、通信プロトコルはTCP/IPであること。
- 4-2-9. CPUは、Core i5 4300M 2.6GHz相当以上の性能機能を有していること。
- 4-2-10. 主記憶装置の容量は、2GB以上であること。
- 4-2-11. 物理的容量は、320GB以上の磁気ディスクを内蔵すること。
- 4-3 その他
 - 4-3-1. 機器に故障等が発生した場合は、迅速に修理対応できること。
 - 4-3-2. 本機器は、病院の指定の場所に設置し、これに係る搬入・据付調製等の作業機械、器具及び消耗品の諸費用は、納入業者の負担と責任において行うこと。
 - 4-3-3. 操作説明書を提供し、使用者に対し使用方法及び保守等の説明を十分に行うこと。
 - 4-3-4. 本機器を使用するに当たっての設備等の変更に係る費用は、納入業者の責任において行うこと。

調剤物品仕様書

1. 調剤物品名 錠剤一包化監査支援システム
2. 設置場所 国立療養所 宮古南静園 薬剤科
3. 構成内容 錠剤一包化監査支援システム 一式

4. 錠剤一包化監査支援システムについて

4-1. 錠剤一包化監査支援システムは、以下の要件を満たすこと。

- 4-1-1. 現在本施設で使用している電子カルテシステムの処方データを、既存処方受信システムと既存処方解析システムを介して直接受信し、処方解析システムと新しく導入予定の錠剤一包化監査支援システムを連動できること。
- 4-1-2. 一包化錠剤監査支援システムは処方データを元に一包化された錠剤、カプセルを画像解析・監査できること。
- 4-1-3. 各薬品は数量、形状、サイズの要素を元に正しい錠剤が処方数量分包されているか、またヒート破片の混入、錠剤の破損が生じていないかをチェックできること。
- 4-1-4. 疑いがある処方に対しては監査端末の画面上に“目視監査”の指示を出し、人の目による監査を促す機能があること。
- 4-1-5. 人と一包化錠剤監査支援システムが行う監査を切りわけること、より正確で効率的な調剤を手助けできること。
- 4-1-6. 結果を照会するソフトウェアで実際の処方の画像を画面で確認しながら監査を行うこともできること。
- 4-1-7. 処方された薬品情報も併せて表示され業務を補助できること。
- 4-1-8. 履歴管理機能として最終の確認は、別卓にインストールされたプログラムを通して、監査結果の照会もできること。
- 4-1-9. 監査と平行して、各包の画像がデータとして保存されること。
- 4-1-10. データは任意の期間での保存ができ、後に監査結果をログとして照会できること。
- 4-1-11. 全自動錠剤散薬分包機制御装置と連携し、全自動錠剤散薬分包機で分包された薬品を内蔵されたカメラにて認識し、全自動錠剤散薬分包機制御装置から指示された処方内容と照合できること。
- 4-1-12. 装置内部では、監査対象を自動で搬送できること。
- 4-1-13. 監査処理速度は全自動錠剤分包機よりも高速であること。
- 4-1-14. 半錠、1/4錠も認識および照合できること。
- 4-1-15. 監査結果はログデータとして保存し、必要に応じて呼び出しができ、追跡調査等で使用できる参照画面を備えていること。
- 4-1-16. 錠剤監査支援システム本体でマスタ登録等のマスタメンテナンス機能を有すること。
- 4-1-17. 錠剤監査支援システムのサイズはW720mm×D280mm×H830mm以下であること。
- 4-1-18. 錠剤監査支援システムの機器状態を離れた場所から目視で確認できる装置を備えていること。

- 4-1-19. 緊急時に装置を安全に停止できる非常停止ボタンを備えていること。
- 4-2. 錠剤一包化監査支援システム用パソコンは以下の要件を満たすこと。
 - 4-2-1 PCはCPUがインテル Core i3-8100(3.60GHz)相当以上、主記憶装置の容量は4GB以上であること。
 - 4-2-2 PCは500GB以上の物理容量を持つ磁気ディスク装置を内蔵していること。
 - 4-2-3 DVD-ROMドライブを内蔵していること。
 - 4-2-4 19インチ以上、解像度1280×1024以上の液晶カラーディスプレイ、日本語キー入力付きキーボードおよびマウスが付属していること。
 - 4-2-5 オペレーティングシステムに関してはWindows10 Professional 日本語版 相当以上、あるいはWindows7 Professional 日本語版 相当以上であること。
 - 4-2-6 PCは1000Base-T以上のインターフェースを1個有し、通信プロトコルはTCP/IPであること。
- 4-3 その他
 - 4-3-1. 機器に故障等が発生した場合は、迅速に修理対応できること。
 - 4-3-2. 本機器は、病院の指定の場所に設置し、これに係る搬入・据付調製等の作業機械、器具及び消耗品の諸費用は、納入業者の負担と責任において行うこと。
 - 4-3-3. 操作説明書を提供し、使用者に対し使用方法及び保守等の説明を十分に行うこと。
 - 4-3-4. 本機器を使用するに当たっての設備等の変更に係る費用は、納入業者の責任において行うこと。